

医療安全管理指針

I. 医療安全管理に関する基本指針

神戸掖済会病院(以下、当院)の基本理念・基本方針に基づき、すべての人々に対し安全な医療サービスを提供するために、職員一人ひとりが医療安全の必要性、重要性を認識し、病院全体で事故を未然に防ぐ取り組みを推進します。個人の努力のみに依拠する医療防止対策ではなく、根本原因を追求し医療環境やシステムの改善を行い、病院組織全体でより安全で安心できる医療サービスの提供に努めます。また、提供する医療について十分な説明を行うと共に、患者・家族からの意見を取り入れ、医療の質の向上に取り組みます。

II. 組織及び体制

医療安全対策と患者の安全確保を推進するために、本指針に基づき以下の役職及び組織等を設置しています。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| 1) 医療安全管理者 | 2) 医療安全管理委員会 |
| 3) 医療事故対策委員会 | 4) 死亡症例検討委員会 |
| 5) 医療安全小委員会 | 6) 医療安全リンクスタッフ会 |
| 7) 医薬品安全管理部会 | 8) 医療機器安全管理部会 |
| 9) 診療用放射線安全管理部会 | 10) MRI安全管理部会 |

III. 医療安全確保、改善を目的とした報告システム

医療現場でのインシデント・アクシデント報告を医療安全管理室に収集し、原因分析及び改善策について検討を行い、その結果を全職員に情報提供することにより、事故発生防止を図ります。

IV. 医療安全管理のための研修

医療安全管理の基本的な考え方、事故防止の具体的な手法等を全職員に周知徹底することを通じて、個々の安全意識の向上を図るとともに、院内全体の医療安全を向上させることを目的に、年2回、全職員を対象とした研修を実施します。

V. 医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、院内の総力を結集して、患者の救命と被害の拡大防止に全力を尽くします。また、院内のみでの対応が不可能と判断された場合には、遅滞なく他の医療機関の応援を求め、必要なあらゆる情報・資材・人材を提供します。また、病院長は必要に応じて医療事故調査委員会にて事実関係の調査を指示し、報告結果を踏まえて、患者及び家族等へ誠意をもって説明します。

VI. 職員と患者との情報共有

患者との情報共有に努め、診療記録等の閲覧及び開示の求めがあった場合には、診療情報開示規定等に基づき対応します。

VII. 患者からの相談への対応

安全・安心に治療を受けて頂くために、患者や家族等からの診療・看護等に関する相談及び苦情、要望等をいつでも応えられるよう患者相談窓口を設置しています。医療安全に関する相談や意見については、医療安全管理者および医療相談窓口職員を含む複数人で適切に対応します。

VIII. 医療安全管理マニュアルの作成・更新

神戸掖済会病院医療安全管理マニュアルを作成、全職員に周知し、必要に応じて見直しを行います。

IX. 医療安全管理に関する基本指針の公開

患者に安心して医療を受けて頂くために、当院の医療安全管理指針は、医療相談窓口において閲覧を可能とします。